

大阪西労働基準監督署発表
令和7年12月10日

令和7年12月10日
【照会先】
大阪西労働基準監督署
電話 06-7713-2021

労働安全衛生法違反の疑いで書類送検

(元方事業者が作業場所の巡視を怠った疑い)

(鉄骨の組立て等作業主任者が職務を怠った疑い)

令和7年12月10日、大阪西労働基準監督署（署長 景政大輔）は、下記のとお

り、株式会社興栄源（元請事業者）ほか1名及び株式会社サカエ（下請事業者）ほ
か1名を労働安全衛生法違反の疑いで、大阪地方検察庁に書類送検しました。

記

1 被疑者

(1) 株式会社興栄源及び同社住宅設備部部長A（以下「被疑者A」という。）

本社所在地 大阪府堺市堺区北瓦町

事業内容 建設業

(2) 株式会社サカエ及び同社代表取締役B（以下「被疑者B」という。）

本社所在地 兵庫県尼崎市若王寺

事業内容 鉄骨組立工事業

2 違反条文等

(1) 株式会社興栄源及び被疑者A

労働安全衛生法違反

同法第30条第1項第3号

労働安全衛生規則第637条第1項

同法第36条

同法第120条第1号（罰則）

同法第122条（両罰）

(2) 株式会社サカエ及び被疑者B
　　労働安全衛生法違反
　　同法第14条
　　同法施行令第6条第15号の2
　　労働安全衛生規則第517条の5第3号
　　同法第119条第1号（罰則）
　　同法第122条（両罰）

3 事件の概要

(1) 株式会社興栄源及び被疑者A

株式会社興栄源は、大阪市大正区三軒家東において集合住宅新築工事を自ら施工する特定元方事業者であり、被疑者Aは同工事の現場責任者ですが、同人は、同工事現場において、毎作業日に少なくとも1回、作業場所を巡視しなければならないのに、これを行わなかった疑いがあるものです。

(2) 株式会社サカエ及び被疑者B

株式会社サカエは、上記集合住宅新築工事において、鉄骨の組立て工事を施工する下請事業者であり、被疑者Bは同工事の建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者ですが、同人は、使用する労働者Cに鉄骨の組立て作業を行わせるにあたり、要求性能墜落制止用器具の使用状況を監視する等、建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者としての職務を行わなかった疑いがあるものです。

4 参考事項

- (1) 令和7年3月28日、上記工事現場において、労働者Cが鉄骨の梁上から墜落し死亡するという災害が発生しました。
- (2) 労働安全衛生法では、特定元方事業者が毎作業日に少なくとも一回、作業場所を巡視しなければならないことや高さが5メートル以上の鉄骨により構成されるものの組立て作業であるときは建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者が、労働者の要求性能墜落制止用器具の使用状況を監視しなければならないことが定められています。
- (3) 適用法条文は、別紙のとおりです。

適用法条文

1 株式会社興栄源及び被疑者A

労働安全衛生法

(特定元方事業者等の講ずべき措置)

第三十条 特定元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、次の事項に関する必要な措置を講じなければならない。

一～二 (略)

三 作業場所を巡視すること。

四～六 (略)

(厚生労働省令への委任)

第三十六条 第三十条第一項若しくは第四項、第三十条の二第一項若しくは第四項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十二条第一項から第五項まで、第三十三条第一項若しくは第二項又は第三十四条の規定によりこれらの規定に定める者が講ずべき措置及び第三十二条第六項又は第三十三条第三項の規定によりこれらの規定に定める者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。

(罰則)

第一百二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第一項、第十一条第一項、第十二条第一項、第十三条第一項、第十五条第一項、第三項若しくは第四項、第十五条の二第一項、第十六条第一項、第十七条第一項、第十八条第一項、第二十五条の二第二項（第三十条の三第五項において準用する場合を含む。）、第二十六条、第三十条第一項若しくは第四項、第三十条の二第一項若しくは第四項、第三十二条第一項から第六項まで、第三十三条第三項、第四十条第二項、第四十四条第五項、第四十四条の二第六項、第四十五条第一項若しくは第二項、第五十七条の四第一項、第五十九条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第六十一条第二項、第六十六条第一項から第三項まで、第六十六条の三、第六十六条の六、第八十七条第六項、第八十八条第一項から第四項まで、第一百一条第一項又は第百三条第一項の規定に違反した者

(罰則)

第一百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務について、第一百十六条、第一百十七条、第一百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

労働安全衛生規則

(作業場所の巡視)

第六百三十七条 特定元方事業者は、法第三十条第一項第三号の規定による巡視については、毎作業日に少なくとも一回、これを行なわなければならない。

2 (略)

2 株式会社サカエ及び被疑者B

労働安全衛生法

(事業者の講ずべき措置等)

(作業主任者)

第十四条 事業者は、高圧室内作業その他の労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う技能講習を修了した者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、当該作業の区分に応じて、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。

(罰則)

第一百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の四第五項、第五十七条の五第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項(第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第九十七条第二項、第百四条又は第百八条の二第四項の規定に違反した者

二～四 (略)

(罰則)

第一百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

労働安全衛生法施行令

(作業主任者を選任すべき作業)

第六条 法第十四条の政令で定める作業は、次のとおりとする。

一～十五 (略)

十五の二 建築物の骨組み又は塔であつて、金属製の部材により構成されるもの(その高さが五メートル以上であるものに限る。)の組立て、解体又は変更の作業

十五の三～二十三 (略)

労働安全衛生規則

(建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者の職務)

第五百十七条の五 事業者は、建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。

一～二 (略)

三 要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。